

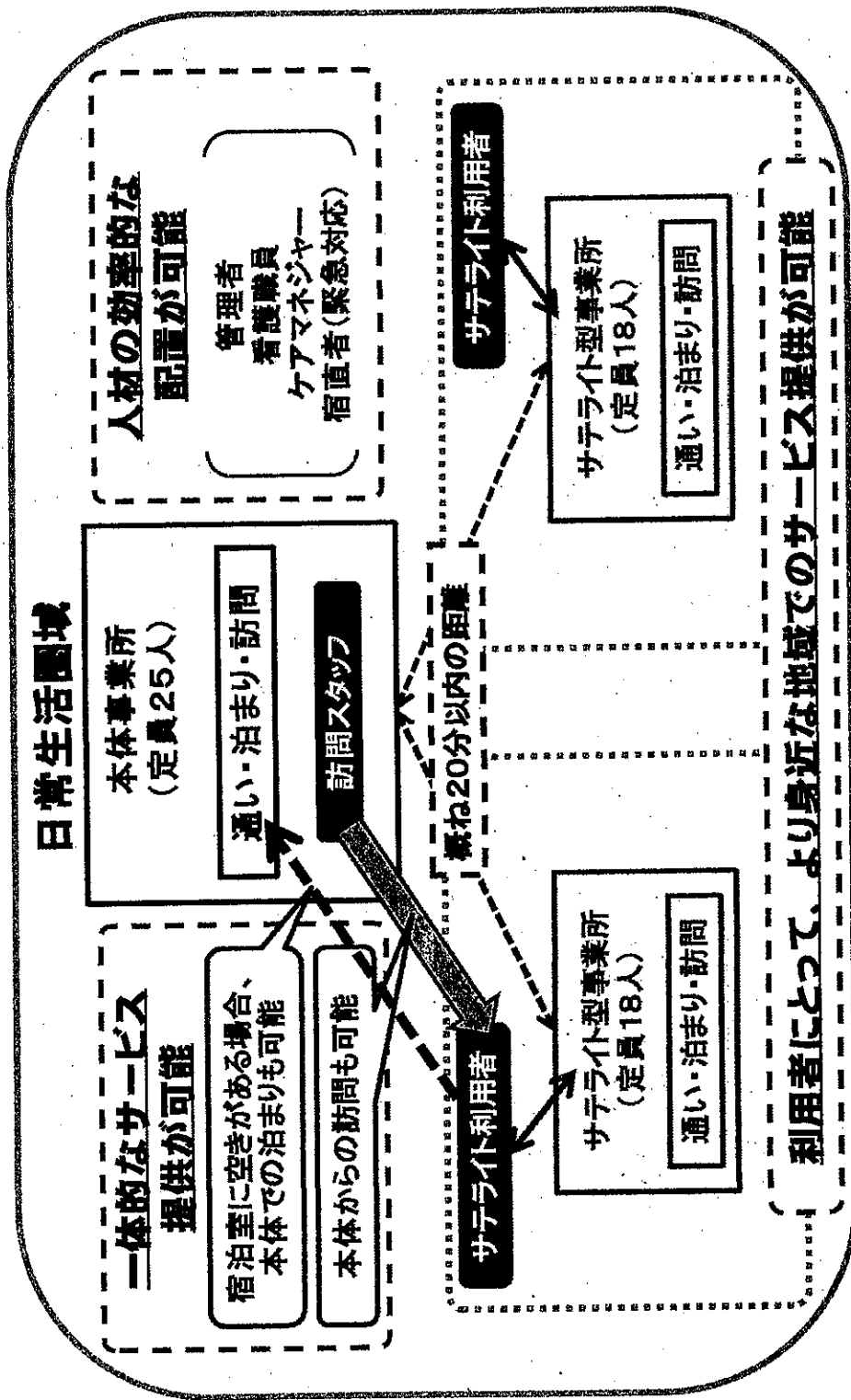
平成24年度 基準・報酬改定の動向について

平成23年12月9日 介護保険課

1 サテライト型小規模多機能型居宅介護の創設について

論点1：地域の実情に応じた小規模多機能型居宅介護の普及を図る観点から、複数の事業所で人材を有効活用しながら、より利用者により身近な地域でサービス提供が可能となるようサテライト型事業所を創設してはどうか。

【サテライト型事業所における具体的な事業運営イメージ】



サテライト型小規模多機能型居宅介護のイメージ ①

- サテライト型事業所の本体については、通い・泊まり・訪問機能を有する小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所とし、本体との円滑な連携を図る観点から、箇所数及び本体との距離等について一定の要件を課してはどうか。
- サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問機能を提供することとするが、宿泊サービス・訪問サービスについては、効率的に行うことを可能ととしてはどうか。

本体となる事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小規模多機能型居宅介護事業所</u> ・ <u>複合型サービス（小規模多機能型居宅介護・訪問看護）事業所</u> 												
本体1に対する箇所数	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最大2箇所まで</u> 												
距離等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自動車等による移動に要する時間がおおむね20分未満の近距離</u> 												
設備基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問機能は必要</u> <ul style="list-style-type: none"> ※ <u>本体の空床状況や利用者の心身の状況に配慮した上で、サテライト型利用者が本体事業所に宿泊することも可能</u> ※ <u>本体の訪問スタッフが、サテライト型利用者に訪問することも可能</u> 												
指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本体、サテライト型それぞれが受ける</u> 												
登録定員等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本体事業所</th> <th>サテライト型事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録定員</td> <td>25人まで</td> <td>18人まで</td> </tr> <tr> <td>通いの定員</td> <td>登録定員の1/2～15人まで</td> <td>登録定員の1/2～12人まで</td> </tr> <tr> <td>泊まりの定員</td> <td>通い定員の1/3～9人まで</td> <td>通い定員の1/3～6人まで</td> </tr> </tbody> </table>		本体事業所	サテライト型事業所	登録定員	25人まで	18人まで	通いの定員	登録定員の1/2～15人まで	登録定員の1/2～12人まで	泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで
	本体事業所	サテライト型事業所											
登録定員	25人まで	18人まで											
通いの定員	登録定員の1/2～15人まで	登録定員の1/2～12人まで											
泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで											
介護報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>通常の小規模多機能型居宅介護の介護報酬と同額</u> 												

サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準等のイメージ ②

○ 代表者・管理者・看護職員・介護支援専門員・介護支援専門員・夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は、本体との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができることとしてはどうか。

		サテライト型事業所
代表者		本体の代表者
管理者		本体の管理者が兼務可能
小規模多機能型居宅介護従業者	通いサービス	常勤換算方法で3：1以上
	訪問サービス	常勤換算方法で1以上（他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）
	夜間 夜勤職員	時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）
	宿直職員	時間帯を通じて1以上
看護職員		小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上
介護支援専門員		介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上
		小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上

サテライト型の指定要件について

- サービスの質の確保を図りつつ、地域の実情にに応じて適切に小規模多機能型居宅介護の整備を推進する観点から、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の指定に当たっては、市町村において一定の実績等を踏まえたと行うこととしてはどうか。

【サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の指定の際の要件（案）】

- 医療・介護・福祉サービスについて3年以上の実績を有する事業者であること。
- あらかじめ市町村に設置される地域密着型サービス運営委員会等において、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を聴くこと
- 本体となる事業所が事業開始時支援加算の算定対象となっていないこと。

(参考) 事業開始時支援加算の見直し(案) 【第84回社会保険審議会介護給付費分科会資料より】

・ 事業開始時支援加算 (I) 500単位/月
事業開始後1年未満であって、登録定員に対する登録者数の割合が80%を下回る事業所

事業開始後1年未満であって、登録定員に対する登録者数の割合が70%を下回る事業所

・ 事業開始時支援加算 (II) 300単位/月
事業開始後1年以上2年未満であって、登録定員に対する登録者数の割合が80%を下回る事業所

廃止

・ 複合型サービス (小規模多機能型居宅介護と訪問看護) についても同様とする。

- その他、介護保険法において、市町村は小規模多機能型居宅介護事業所の指定の際に、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができることとされている。

(参考資料) 平成24年度以降の市町村の独自報酬について

- 平成24年度以降は、市町村が厚生労働大臣の認可によらず「厚生労働大臣が定める基準により算定した額」の範囲内で、市町村独自報酬を設定できることとなる。
- 法律上、当該制度の対象は地域密着型（介護予防）サービスすべてとなっているが、告示において対象となる具体的なサービスを定める予定。

市町村独自の報酬設定に関する介護保険法改正の概要（H24.4施行）

○地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスにおける市町村の独自報酬設定権の拡大

【現行の仕組み】

- ・ 地域密着型サービス等の介護報酬については、市町村は、全国一律の介護報酬額を超えない額を独自に設定可能
- ・ 全国一律の介護報酬額を上回る額とするためには、厚生労働大臣の認可が必要であり、その額も厚生労働大臣が定める。



【改正内容】

- ・ 地域密着型サービス等の介護報酬については、厚生労働大臣の認可によらず、市町村独自の判断で、全国一律の介護報酬額を上回る報酬を設定可能。
- ・ 介護報酬額の上限及び算定基準については、厚生労働大臣が定める。

○ 新制度の対象と考えられるサービス

今後の地域でのさらなる普及促進が求められるサービスとして、以下のサービスを対象とする。

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護（介護予防除く。）
- ・ 複合型サービス

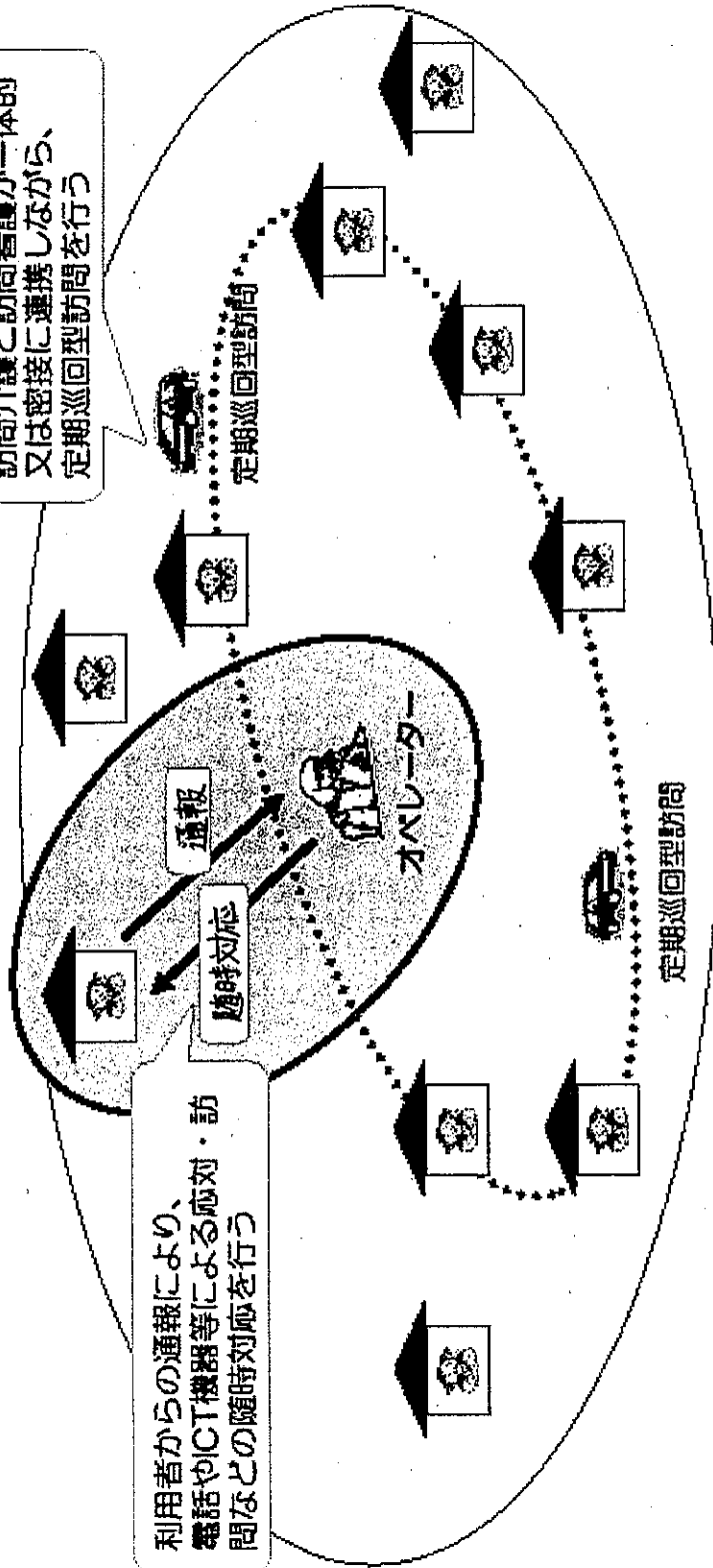
注）現行制度では夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防除く。）の2サービスが対象

2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○ 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設（平成24年4月）。

- 地域密着型サービスの一類型として創設
- 対象者は要介護者のみ（介護予防サービスは規定していない）
- 身体介護サービスを中心とした一日複数回サービス（看護や生活援助サービスについても一体的に提供）

訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、定期巡回型訪問を行う



定期巡回・随時対応サービス

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、次の二つの類型を定義。
 - ① 一つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する介護・看護一体型
 - ② 訪問介護を行う事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する介護・看護連携型（看護サービスのうち、居宅での療養上の世話・診療の補助は連携先が提供）
- いずれの事業形態においても、医師の指示に基づく看護サービスが必要としない利用者が含まれる。

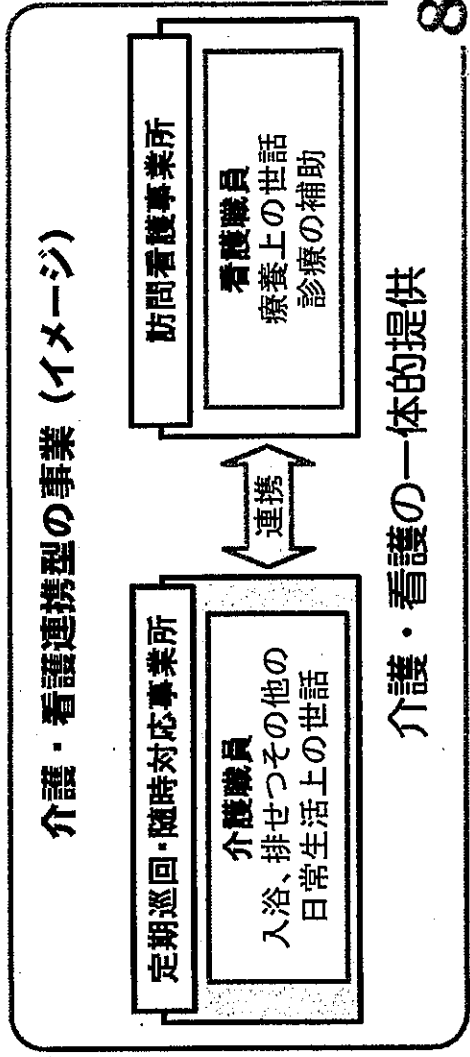
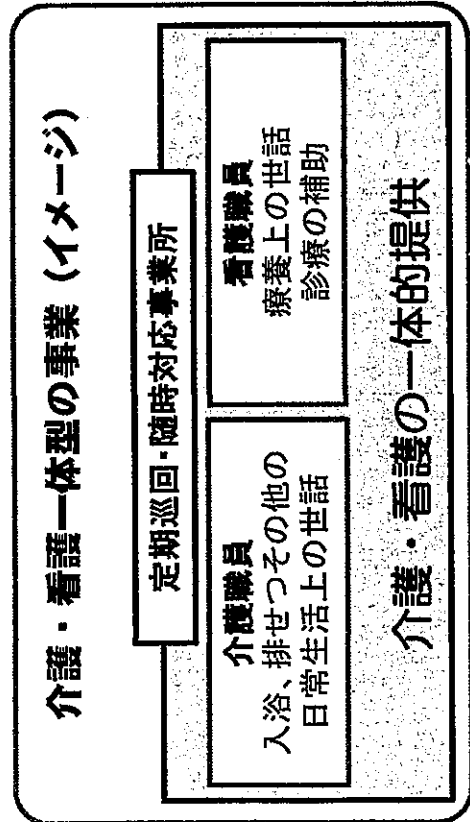
新介護保険法(平成24年4月1日施行分)

第8条

15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助については、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められる居宅要介護者についてのものに限る。

二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。



(論点1) 看護職員(定期巡回・随時対応)の必要数について

- 介護・看護一体型の事業所に配置する看護職員については指定訪問看護事業所と同様、常勤換算方法で2.5以上の確保を求めようか。
- 一方で、24時間体制で随時の対応を行う必要があることを踏まえ、常時オンコール体制を確保することを義務づけようか。
- また、定期巡回・随時対応サービス事業者が、訪問看護事業(介護保険)の指定を併せて受け、同一の事業所において、それぞれの事業が一体的に運営されている場合、看護職員の兼務を認めてはどうか。

(論点2) オペレーターの資格等について

- オペレーターについては、随時のコールに適切に対応する観点から現行の夜間対応型訪問介護のオペレーター資格を有する者を1以上配置することとしてはどうか。
- 人材確保の観点から、上記職員との連携を確保したうえで、上記職員が配置されていない時間帯については、訪問介護のサービス提供者として3年以上の経験を有する者がオペレーターとして従事することを認めてはどうか。
- 人材の有効活用を図る観点から、一体的に運営する場合の訪問介護事業所のサービス提供者や夜間対応型訪問介護事業所のオペレーターの専従要件等について、利用者の処遇に支障がない範囲で弾力化を図ってはどうか。

～平成23年度厚生労働省予算補助事業「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業」中間報告より～

- 中間報告のあった36市町村のうち、オペレーターとして夜間対応型訪問介護のオペレーター資格(医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員)に加えて、訪問介護のサービスの提供者の任用要件のみを有する者を配置していた自治体は14自治体
- これらの自治体からは、介護福祉士等との連携を確保することにより、特段の問題は生じていないとの意見があった。

定期巡回・随時対応サービス基準・報酬（案）

職種	資格等	必要な員数等
訪問介護員等	介護福祉士、 介護職員基礎研修、 訪問介護員1級、 訪問介護員2級	交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1人以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。）
看護職員	保健師 看護師、准看護師 PT、OT、ST 以下の職種を1以上	2.5以上（併設訪問看護事業所と合算可能） 常時オンコール体制を確保
オペレーター	うち1名以上は、 常勤の保健師又は 看護師とする	利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び他の事業所・施設等（特養・老健等の夜勤職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能
計画作成責任者	3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者	当該事業所の他職種との兼務可能
管理者		常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）

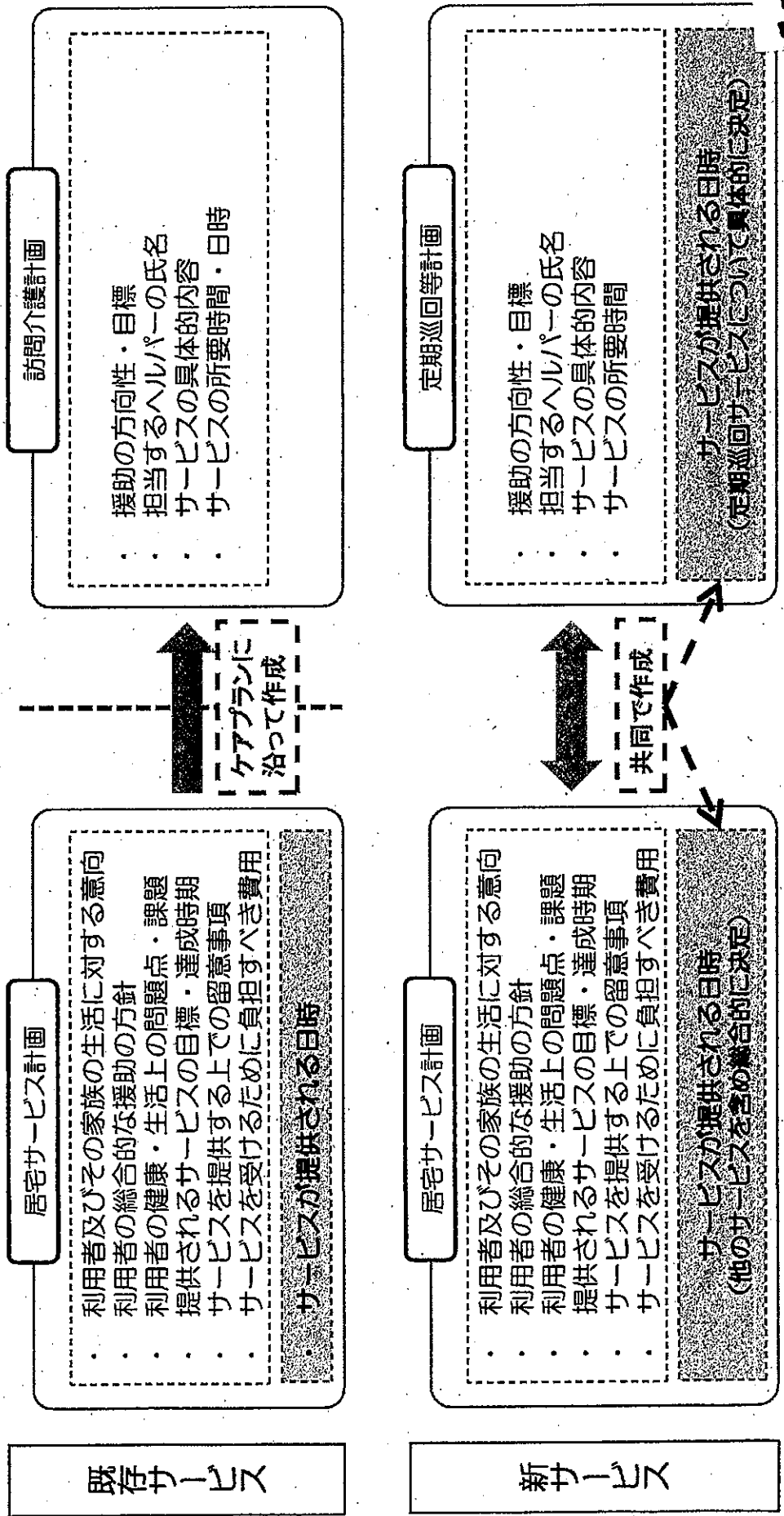
（注）…介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種（介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される）

- ※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等の夜勤職員（加配されている者に限る）との兼務可能
- ※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能
- ※3 利用者がコールを行う・オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用可能

- 介護報酬については、医師の指示に基づき訪問看護を受ける者とそれ以外の者ごとの「包括払い方式」とする。
- 通所・短期入所サービスを利用する場合は、「日割りの計算」を行う。（具体的な減算率については今後検討）
- 従前の訪問介護（通院等乗降介助除く）・訪問看護・夜間対応型訪問介護の併用は認めない。

ケアプランと定期巡回・随時対応サービス計画について

- 従来の訪問サービスでは予め居宅サービス計画で定められた日時に訪問を行うため、サービス事業所での移動効率の向上が困難であったが、定期巡回・随時対応サービスにおいては、
 - ・ 一日複数回の訪問により利用者の日々の心身の状況の把握が可能であること
 - ・ 把握した利用者の心身の状況に応じて柔軟にサービスを変更することが必要であることから、ケアマネジャーと計画作成担当者（仮称）が共同でマネジメントを行い、実際の訪問の日時等については定期巡回・随時対応サービス事業所が決定することとしてはどうか。



集合住宅におけるサービス提供について

○ サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅における困い込み防止の観点から、こうした集合住宅に居住する者に対してサービス提供を行う場合は、地域への展開を義務づけてはどうか。

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

【登録基準】（※有料老人ホームも登録可）

- ・床面積は原則25㎡以上
- ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）

《サービス》・サービスを提供すること（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）

[サービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

《契約内容》・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること

・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと

・前払金に関して入居者保護が図られていること（初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け）

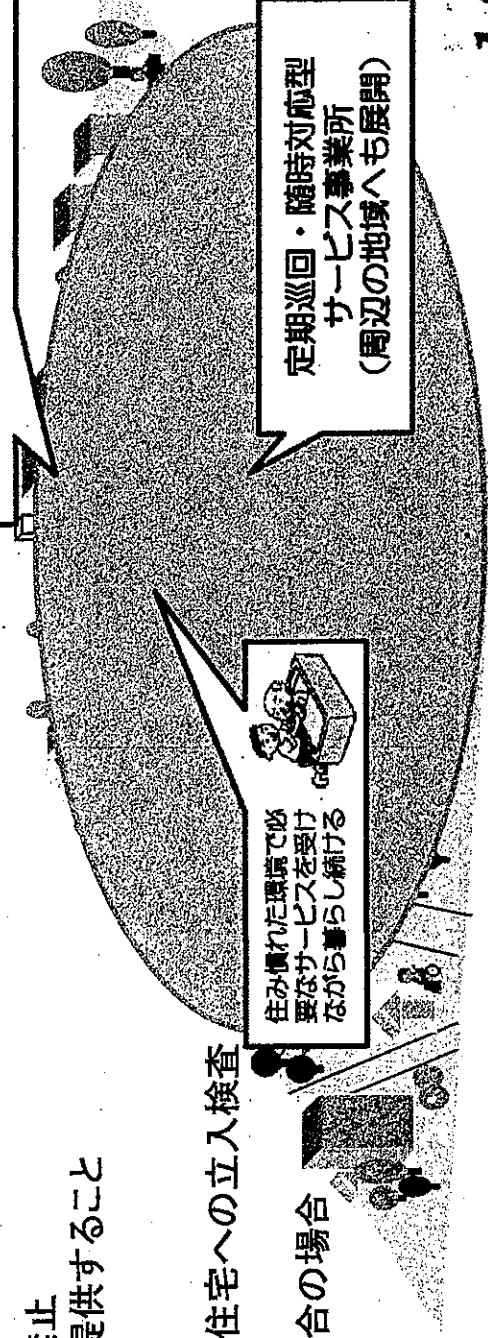
【登録事業者の義務】

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

【行政による指導監督】

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

サービス付き高齢者向け住宅



住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

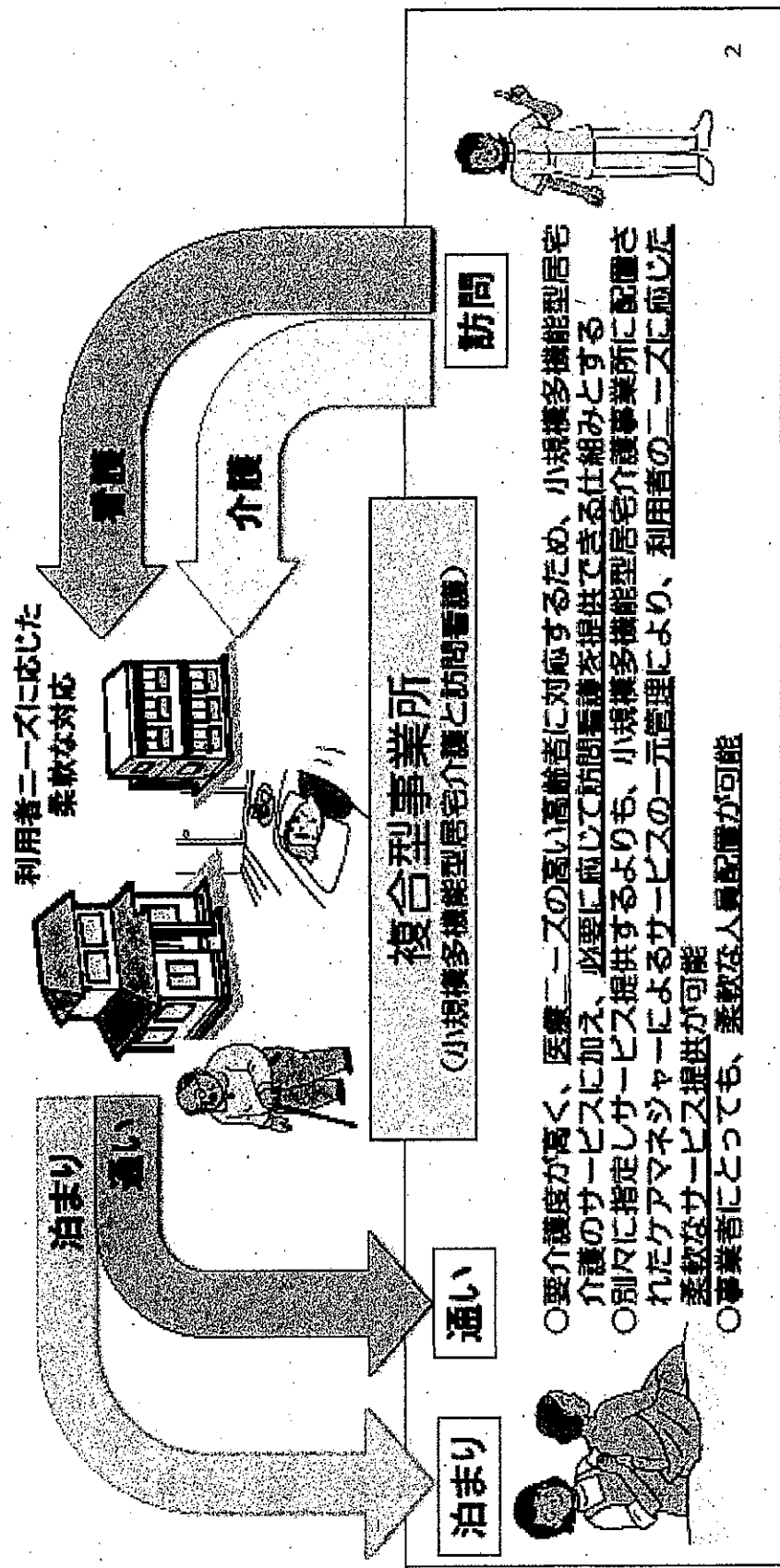
定期巡回・随時対応型
サービス事業所
(周辺の地域へも展開)

3. 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの概要 (イメージ図)

○ 今般、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの幅広い要介護者への支援の充実を図る。

※ 地域密着型サービスとして位置づけ



小規模多機能型居宅介護と訪問看護の

複合型サービス事業所に期待される効果

1. 医療・看護ニーズの高い要介護者を地域で支える

- ・高齢者本人及びその家族のニーズに応じ、「通い」「訪問(看護)(介護)」「泊まり」サービスの提供が可能
- ・看護と介護の連携による一体的なサービス提供により、緊急時の対応を含め、柔軟なサービス提供が可能
- ・地域密着型サービスとして、なじみの看護、介護職員が対応可能
- ・看護職員の配置に伴い介護職員によるたんの吸引等のより安全な実施や、日常生活上必要な医療・看護ニーズへの対応が可能
- ・在宅看取りの対応体制整備 等

2. 訪問看護ステーションの規模拡大及び経営の安定

- ・柔軟な人員配置による効率的な運用(管理業務の集約化と看護師の効率的活用)
- ・事業者としての規模拡大
- ・看護と介護の役割分担の推進 等

(1) 人員基準・登録定員

基本的には小規模多機能型居宅介護に準ずる。ただし、以下については独自基準

- ・看護職員 2.5名(うち1名は看護師又は保健師)
- ・泊まりサービスの看護職員については、夜勤、宿直の配置を限定せず、必要に応じた対応できる体制の確保を基準
- ・訪問看護との一体的運営の場合は兼務を認める
- ・管理者 常勤専従とし、①認知症の利用者に対する3年以上の介護経験を有し研修を修了した者、か②訪問看護の知識と技能を有する保健師又は看護師

(2) 必要な設備、施設

小規模多機能型居宅介護及び訪問看護に準ずる。

(3) 看護職員の役割

複合型サービス事業所に配置された看護職員は訪問看護指示書により、医師からサービス利用時の指示を受けることで事業所内でも日常生活を送る上で必要不可欠な診療の補助を行い、実施した看護内容等については主治医に報告を行う仕組みとする。

(4) 介護報酬

- 複合型サービス事業所の利用者は訪問(看護)サービスを利用するため、小規模多機能型居宅介護費を基本に、訪問(看護)サービスの評価を付加する。
- 訪問(看護)の評価については、包括払い又は出来高払いが考えられるが、利用者の状態の変化に応じて、通い・泊まり・訪問サービスが提供でき、また利用者の一部負担額の変動を回避し、事業所の収入の安定を図る観点から包括払いとしてはどうか。
- 区分支給限度額の範囲内で、福祉用具の利用を可能とする設定としてはどうか。

